

## 青森県県民福祉プラザ管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県県民福祉プラザ条例（平成10年3月青森県条例第3号。以下「条例」という。）及び青森県県民福祉プラザ規則（平成10年青森県規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、県民福祉プラザ（以下「プラザ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第2条 規則第4条第1項の使用申込書は、第1号様式によるものとする。

2 条例の別表第1号及び第2号に掲げる施設（以下「県民ホール等」という。）の使用の承認を受けようとする者（「以下「使用申込者」という。」は、前項の使用申込書（以下「使用申込書」という。）を社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団（以下「指定管理者」という。）に使用しようとする日の6か月前から7日前まで、使用申込者がプラザ入居団体及び社会福祉法人等の場合にあつては、使用しようとする日の1年前から7日前までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用しようとする日の1年前の日が属する月の前月の初日から使用申込書の受付けをするものとする。

(1) プラザ入居団体及び社会福祉法人等が主催する全国・ブロック大会等に使用するとき。

(2) プラザ入居団体及び社会福祉法人等が定期的に行う県域を対象とする研修会等に使用するとき。

4 指定管理者は、第1項の使用申込書を開館日（規則第3条及び第8条の規定による休館日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に受け付けるものとする。

ただし、受付け開始日の午前9時から午前9時30分の間に、使用申込者の希望が重複したときは、抽選を行うこととする。

5 指定管理者は、提出された使用申込書について、その内容を審査の上、条例第4条第1項各号に該当するおそれがないと認められる場合は受理するものとし、同項各号に該当するおそれがあると認められる場合は知事に報告し、その指示を受けるものとする。

6 規則第4条の使用承認書は第2号様式によるものとし、指定管理者が使用申

込者に交付するものとする。

7 条例第4条に規定する使用の承認の取り消し等を命ずる必要があると認められる場合は、指定管理者は、知事に報告し、その指示を受けるものとする。

8 第6項の使用承認書（以下「使用承認書」という。）の交付を受けた使用申込者（以下「使用者」という。）は、承認事項を変更し、又は取り消そうとするときは、県民福祉プラザ使用変更・取消申込書（第3号様式。以下「使用変更・取消申込書」という。）と交付を受けた使用承認書を指定管理者に提出するものとする。

9 指定管理者は、提出された使用変更・取消申込書を審査の上、使用変更が適当であると認められるときは、使用承認書の右上に「変更」と朱書きした上で当該申込者に交付し、使用取消が適当であると認められるときは、県民福祉プラザ使用取消通知書（第4号様式）を当該申込者に交付するものとする。

（使用料の納付）

第3条 指定管理者は、使用者に対して、口頭その他の方法により使用料納付の通知をするものとする。

2 使用者は、使用料納付の通知を受けたとき、納入期限内に使用料を納付しなければならない。

3 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由によりプラザの当該施設を使用することができなくなった場合は、この限りではない。

（使用承認書の提示）

第4条 使用者は、使用当日、交付を受けた使用承認書を指定管理者に提示したのち使用できるものとする。

（使用料の免除）

第5条 条例第3条第2項の規定により、使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、使用料免除承認申請書（第5号様式）を使用申込書に添付の上、指定管理者を経由して知事に申請しなければならない。

（原状回復の義務）

第6条 使用者は、県民ホール等の使用を終了後、ただちに使用場所を原状に回復し、指定管理者の確認を受けなければならない。

（許可を要する事項）

第7条 プラザ内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管

理者の許可を受けなければならない。

- (1) 文書、図画その他これらに類するものを配布し、又は掲示すること。
  - (2) 物品の販売又は宣伝、寄附の募集、契約の勧誘その他これらに類する行為をすること。
  - (3) 看板、旗、幕、アドバルーン、のぼりその他これらに類する物を掲出すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、許可申請書（第6号様式）を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項の許可をしたときは、許可書（第7号様式）を交付し、第1項第1号の掲示については、掲示物に許可印（第8号様式）を押印するものとする。

（利用者の遵守事項）

第8条 プラザを利用する者が、次の号に掲げる事項を遵守するようにするため必要な措置を講じるものとする。

- (1) プラザ内において、他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) プラザの施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。
- (3) 指定管理者の承認を得ないで施設、設備等に特別の設備をし、又はその原状を変更しないこと。
- (4) 敷地内において、喫煙しないこと。
- (5) 所定の場所以外で、飲食しないこと。
- (6) その他指定管理者が指示する事項

（その他の事項）

第9条 この規程に定めのない事項については、その都度県と指定管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。（一部改正）